

毎週火、金曜日発行（但休日等当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 県立中央病院処務規程の一部改正
- ◇告示 県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票交付
- ◇告示 県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票交付
- 基本測量の実施
- 建設業者の登録変更
- 建設業者の登録まつ消
- 鳥取県保健所及び衛生研究所使用料、手数料告示の一部改正
- 土地改良区役員の新任及び就任
- クリーニング師試験合格者

訓令

鳥取県訓令第4号

鳥取県立中央病院

鳥取県立中央病院処務規程の一部を次のように改正する。

昭和三十三年七月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県立中央病院処務規程の一部を改正する規程

鳥取県立中央病院処務規程（昭和三十一年五月鳥取県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「事務科庶務係」の下に「監理係」を加える。

第六条第五号庶務係中5、7、12及び13を削り、6を5とし、8を6とし、以下11まで二ずつ繰り上げ、14を10とし、改正後の10の次に次のように加える。

監理係

- 1 病院の取締及び管理に関すること。
- 2 院内の災害対策及び警備に関すること。
- 3 物品の購入及び出納保管に関すること。
- 4 自動車、電気及び汽かんに関すること。

附 則

この訓令は、昭和三十三年七月三日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百三十七号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三十三号）第十三条の規定による県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十三年七月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

職 名	氏 名	番 号	交付年月日
鳥取県事務吏員	実重 一郎	一七〇	昭和三十三年七月十九日

森本清次郎	一七一	〃	〃
天野 恭一	一七二	〃	〃

鳥取県告示第三百三十八号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月

鳥取県規則第百三十三号）第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十三年七月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

職 名	氏 名	番 号	交付年月日
鳥取県事務吏員	実重 一郎	一七〇	昭和三十三年七月十九日

森本清次郎	一七一	〃	〃
天野 恭一	一七二	〃	〃

鳥取県告示第三百三十九号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十三年七月二十五日

鳥取県知事、遠 藤 茂

- 一 作業種類 基本測量（三、四等三角測量）
- 一 作業期間 昭和三十三年七月十五日から昭和三十三年九月十日まで

三 作業地域 東伯郡、西伯郡

鳥取県告示第三百四十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年七月十五日変更登録した。

昭和三十三年七月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 （ほ）第三一五号	昭三三、四、一	（新）打吹建設株式会社 （旧）株式会社小谷工務店	倉吉市仲ノ町七四一	小谷 孫市

鳥取県告示第三百四十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年七月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 （ほ）第六六号	昭三三、一、九	藤 本 組	西伯郡岸本町大字吉長五四	藤本源四郎	昭三三、七、一七

鳥取県告示第三百四十二号

昭和三十一年三月三十日鳥取県告示第百三十二号（鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額）の一部を次のように改正し、昭和三十三年四月一日から適用する。

昭和三十三年七月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

3 レントゲン診断料中「種別」を「(イ)種別」に改め「(ロ)大四つ切型四〇〇円同右」の次に次のように加える。

(ロ)療育指定保健所長は、児童福祉法第二十一条の二第二項の規定による身体に障害のある児童でその診査にあたり、レントゲン診断を必要とする児童については、レントゲン診断料は無料とする。

鳥取県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十三号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が

退任及び就任した旨届け出があつた。

昭和三十三年七月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

庄内村土地改良区

理事	中原与平	名和町大字押平
	大森幸夫	茶畑
	桑本米太郎	高田
	古村清考	押平
	宮川由二	高田
	斉藤福重	茶畑
	野坂賢三	茶畑
	谷田辨二	押平
	林原健二	古御堂
	権田健太郎	押平
	前田憲夫	茶畑
	谷野庫二	押平
	中原啓三郎	茶畑

就任した理事及び監事

谷本	大塚
船原猛	高田
監事 谷啓次郎	押平
桑本知義	高田
理事 勝部楨文	西伯郡名和町大字大塚
角田繁雄	高田
中原与平	押平
谷野庫二	高田
古村清考	高田
中原啓三郎	高田
池本範義	高田
権田健太郎	高田
西山吉五郎	高田
小川澄雄	高田
谷田康朝	押平
野坂賢三	茶畑
大森幸夫	茶畑

公 告

昭和三十三年七月十五日施行したクリーニング師試験に合格した者は次のとおりである。

昭和三十三年七月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

大橋日隆	長田正人	松井恒二
森田佑吉	馬場信男	谷岡正弘
寺坂昭夫	松田梅夫	芦谷重儀
矢田貝憲政	大西靖	阿部潤
竹内亨	浜田照雄	吉田武久
佐伯正	梶田悦子	後藤祥子
井田智子	山根久七男	石田勝

岡本 八郎
木山 圭吾
中井 泉

伊藤 満

奥田 正男

小藤 忠志

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

印 発

刷 行
鳥 鳥
取 取
市 市
取 取
東 東
町 町
県 県
取
印
刷
所 県